

立川市消防団定員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項の規定による。

立川市消防団定員条例の一部を改正する条例

立川市消防団定員条例（昭和38年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>250人とし、次の各号に掲げる消防団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる消防団員以外の消防団員 200人</u></p> <p>(2) <u>消防団の事務の範囲が限定される消防団員 50人</u></p> <p><u>2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第1項第1号に定める非常勤消防団員は、前項各号に掲げる消防団員とする。</u></p> <p><u>3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項に規定する非常勤消防団員は、第1項第1号に掲げる消防団員とする。</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>200人とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。